

お詫びと訂正

『スタンダードテキスト財務会計論Ⅰ 基本論点編〈第4版〉』第1刷 p.296 本文下から6行目の段落におきまして誤りがありました。正しくは、下記のとおりです。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

中央経済社

(p.296 本文下から6行目の段落を下記と差替えて下さい)

なお、会社計算規則では、2009年改正前、準備金または剰余金を減少させて資本金を増加させる場合は、資本準備金またはその他資本剰余金に限るとされていた。しかし、2009年改正により、2009年4月1日以後、それらに限られないこととなったため、利益準備金またはその他利益剰余金から資本金へ振り替えることもできるようになった（会社計算規則25条1項）。ただし、その他利益剰余金から資本準備金への振替は制限されている（会社計算規則26条1項）。